（海上保安学校教官）同　岡本　博行
第十管区海上保安本部海洋情報部長に転任させる
（第七管区海上保安本部交通部
企画調整官）同　松永　秀雄
第十管区海上保安本部交通部長に昇任させる
二等海上保安監に命ずる
（第五管区海上保安本部警備救
難部次長）同　池上　浩之
熊本海上保安部長に昇任させる
二等海上保安監を命ずる
三角港長を命ずる
（鹿児島海上保安部志布志海上
保安署長）同　平山　政幸
宮崎海上保安部次長に配置換する
（交通部整備課長）同　木津　直樹
鹿児島海上保安部に転任させる
（鹿児島海上保安部指宿海上保
安署長）同　大野　貴敬
熊本海上保安部天草海上保安署長に配置換する
（門司海上保安部巡視船くにか
き機関長）同　林田　保宏
宮崎海上保安部日向海上保安署長に転任させる
細島港長を命ずる
（熊本海上保安部天草海上保安
署長）同　米丸　稔
鹿児島海上保安部指宿海上保安署長に配置換する
（第十管区海上保安本部総務部
人事課長）同　蒲原　裕明
鹿児島海上保安部種子島海上保安署長に転任させる
（宮崎海上保安部日向海上保安
署長）同　関屋　孝光
鹿児島海上保安部志布志海上保安署長に配置換する
細島港長を免ずる
（第九管区海上保安本部長）同　下野　浩司
第十一管区海上保安本部長に配置換する
（第三管区海上保安本部次長）
同　廣川　隆
第十一管区海上保安本部次長に配置換する
（海洋情報部海洋調査課長）同　長屋　好治
第十一管区海上保安監を命ずる
一等海上保安監を命ずる
（第十一管区海上保安本部総務
部情報管理官）同　倉田　雄二
第十一管区海上保安本部総務部長に配置換する
（熊本海上保安部長）同　赤松　宏樹
第十一管区海上保安本部警備救難部長に転任させる
三角港長を免ずる
（和歌山海上保安部長）同　三矢　哲司
那覇海上保安部巡視船おやなぎ船長に転任させる
和歌山下津港長を免ずる
（下田海上保安部長）同　大藤　学
那覇海上保安部巡視船くだか船長に転任させる
（唐津海上保安部長）同　西分　竜二
那覇海上保安部巡視船くだか業務管理官に転任させる
唐津港長を免ずる
（第五管区海上保安本部総務部
長）同　谷川　陵二
石垣海上保安部巡視船さつまの業務管理官に転任させる
（境海上保安部隠岐海上保安署
長）同　廣津　健一
石垣海上保安部特定運用巡視船第二クルー業務管理官に昇任させる
二等海上保安監を命ずる
（第七管区海上保安本部海洋情
報部長）同　本山　祐一
石垣海上保安部特定運用巡視船第六クルー船長に転任させる
（第五管区海上保安本部交通部
長）同　村松　一昭
石垣海上保安部特定運用巡視船第八クルー船長に転任させる
（総務部教育訓練管理官）同　江口　圭三
中城海上保安部長に転任させる
一等海上保安監を命ずる
金武中城港長を命ずる
（海洋情報部航海情報課水路通
報室長）同　池田　聡
中城海上保安部巡視船くにがみ船長に転任させる
（警備救難部付）同　山戸　義勝
宮古島海上保安部長に転任させる
（釧路海上保安部長）同　五反田和久
第十一管区海上保安本部那覇航空基地長に配置換する
釧路港長を免ずる
（総務部主計管理官）同　新垣　慶太
国土交通省に出向させる（以上四月一日）

公　　示

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成29年（フ）第2089号

名古屋市守山区小幡4丁目7番8号一1、従前の住所名古屋市千種区京命1丁目17番9号
グラン・シャリオ千種302号
債務者　北村　優
1　決定年月日時　平成30年4月4日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　健人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年6月28日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成30年6月14日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

平成30年（フ）第1070号

大阪府大東市津の辺町5番14号
債務者　浦　久史
1　決定年月日時　平成30年4月4日午後3時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田洋一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年6月28日午後2時
5　免責意見申述期間　平成30年6月14日まで
大阪地方裁判所第6民事部

平成30年（フ）第1158号

大阪市平野区喜連7丁目4番3―613号
債務者　中桐　亜姫
1　決定年月日時　平成30年4月4日午後3時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　純子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年6月28日午後2時
5　免責意見申述期間　平成30年6月14日まで
大阪地方裁判所第6民事部

平成30年（フ）第40号

和歌山市中島215番地2　コスモハイツB202号室
債務者　児玉　和之
1　決定年月日時　平成30年4月4日午後1時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　尚美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年6月28日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年6月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成30年（フ）第363号

さいたま市浦和区北浦和3丁目19番25―101号
債務者　大澤　利弘
1　決定年月日時　平成30年4月4日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶原里奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年7月2日午後2時
5　免責意見申述期間　平成30年6月18日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

平成30年（フ）第120号

大阪市平野区加美東4丁目19番19号
債務者　北　典子
1　決定年月日時　平成30年4月4日午後3時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今吉未穂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年7月2日午後2時30分
5　免責意見申述期間　平成30年6月18日まで
大阪地方裁判所第6民事部

平成30年（フ）第85号

埼玉県所沢市大字下安松795番地の1　サンパレス103、前住所埼玉県所沢市大字下安松512番地の36
債務者　石川　太
1　決定年月日時　平成30年4月4日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段　貞行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年7月4日午後3時
5　免責意見申述期間　平成30年6月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部